四国地域野生鳥獣対策ネットワーク会則

平成20年5月29日設立総会

一部改正:平成22年5月21日

一部改正: 平成23年7月26日

一部改正:平成24年7月11日

一部改正:平成25年12月18日

一部改正:平成27年11月18日

一部改正:平成28年10月20日

一部改正:平成29年10月23日

一部改正:令和 4年10月11日

(名称)

第1条 この会は、四国地域野生鳥獣対策ネットワーク(以下「四獣ネット」という。) と称する。

(目的)

第2条 四獣ネットは、野生鳥獣との共存、共生に基づく総合的な対策が求められる中、 野生鳥獣の保護・管理、防除、普及及び試験研究に関わる者が一堂に会し、野生鳥獣 に対する適切な保護・管理、効率的な防除及び効果的な被害防止対策のあり方等を検 討するとともに、情報交換や、被害防止対策の広域連携・機動的な実施など、効果的 な被害防止対策の推進を図ることを目的とする。

(活動)

- 第3条 四獣ネットは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議並びに活動を行う。
 - (1) 特定鳥獣の適切な保護・管理・防除について
 - (2) 野生鳥獣の被害防止対策に関する国、県及び市町村の施策について
 - (3) 関係機関の連携のあり方について
 - (4) その他必要な事項について

なお、四獣ネットにおいては、原則として製品販売等のPR活動は行わないものとする。

(構成員)

- 第4条 四獣ネットは次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 国関係
 - ①中国四国地方環境事務所 野生生物課長
 - ②四国森林管理局 森林整備部 技術普及課長
 - ③中国四国農政局 農村振興部 農村環境課長
 - (2) 県関係

四国4県農業、林業、環境及び普及関係4部局の鳥獣対策担当課(室)長

- (3) 国立研究開発法人
 - ①農業・食品産業技術総合研究機構

畜産研究部門 動物行動管理研究領域 動物行動管理グループ 上級研究員

②森林研究·整備機構

森林総合研究所四国支所 野生鳥獣類管理担当研究員

(4) 市町村及び協議会関係

四国地域において野生鳥獣による被害防止対策を推進している市町村担当課長及び協議会会長(以下、「市町村等」という。)

(5) 賛助会員

その他、ネットワークの目的に賛同するもの。

(地域等代表者)

第5条 各県に地域の代表者(以下「地域等代表者」という。)を1名置く。地域等代表者は、第4条の(4)の構成員の中から総会において選出する。

(役員)

第6条 四獣ネットに会長及び副会長を置く。会長は四獣ネットを総括し、副会長は会長を補佐するとともに、会長不在のときは会長の職務を代行する。会長は中国四国農政局農村振興部農村環境課長、副会長は各県鳥獣害対策担当課(室)長の持ち回りとする。

なお、副会長の任期は1年とする。

(事務局)

第7条 四獣ネットの事務局は、中国四国農政局農村振興部農村環境課に置く。

(連絡窓口等)

第8条 四国各県鳥獣害対策担当課(室)に「県連絡窓口」を置き、県内の市町村等に対して、総会等の開催及びその他必要事項を連絡するものとする。

(総会)

- 第9条 総会は、原則として年1回招集し、次の事項を処理する。
 - (1)活動の計画と報告
 - (2) 会則の改正
 - (3) その他必要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、第4条(1)~(3)の関係機関の担当者及び第5条の地域等代表者で構成するとともに、構成員の求めがあった場合又は会長が必要と認める場合に、構成員を招集し開催する。

(経費等)

第11条 会費の徴収は原則として行わない。

(雑則)

第12条 会員は、第3条に掲げる活動について、普段から自主的に取り組むよう努める ものとする。

(入会・脱会)

第13条 四獣ネットに入会をしようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出す

るものとする。

- 2 構成員であって脱会を希望する者は、別に定める脱会届書を会長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する入会申込書又は第14条に基づき最後に届け出られた連絡先に連絡が取れないものにあっては、総会の議決によって、これを除名することができる。 (届出)
- 第14条 構成員は、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく四獣ネット事務局にその旨を届けなければならない。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、その他必要な事項については、総会において協議し定める。

(附則)

本会則は、令和4年10月11日から施行する。